

令和4年第4回隠岐の島町議会定例会会議録

開 会（開議） 令和4年12月13日（火）9時30分 宣告

1. 出席議員

1番	岡田 智子	6番	大江 寿	12番	前田 芳樹
2番	牧野 牧子	8番	菊地 政文	13番	石田 茂春
3番	藤野 定幸	9番	西尾 幸太郎	14番	高宮 陽一
4番	齋藤 則子	10番	池田 賢治	15番	米澤 壽重
5番	田中 一隆	11番	安部 大助	16番	池田 信博

1. 欠席議員 7番 村上 謙武

1. 地方自治法第121条の規定により出席した者の職氏名

町 長	池田 高世偉	地域振興課長	宇野 慎一
副町長	大庭 孝久	上下水道課長	村上 和久
教育長	野津 浩一	建設課長	田中 文男
代表監査委員	嶽野 正弘	施設管理課長	増本 直行
総務課長	佐々木 千明	危機管理室長	齋藤 和幸
会計管理者	濱田 勉	水産振興室長	橋本 博志
財政課長	石田 寛弥	都市計画課長	石田 傑
税務課長	金井 和昭	総務学校教育課長	吉田 隆
町民課長	井崎 里恵子	社会教育課長	中村 恒一
保健福祉課長	野津 千秋	布施支所長	山根 淳
住民福祉担当課長	広江 和彦	都万支所長	砂本 進
環境課長	原 秀人	五箇支所長	藤野 一
商工観光課長	鳥井 登	中出張所長	茶山 宏
農林水産課長	河北 尚夫	中央公民館長	金坂 賢一

1. 職務のため本会議に出席した者の氏名

議会事務局長	村上 克樹	事務局長補佐	山本 幸子
--------	-------	--------	-------

1. 町長追加提出議案の題目

議第 115号 物品購入契約の締結について〔学習者用・指導者用タブレット端末購入〕

同意第 1号 隠岐の島町教育委員会委員の任命同意について

議事の経過

○議長（池田信博）

おはようございます。

ただ今から、本日の会議を開きます。

（ 開 議 宣 告 9時30分 ）

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

日 程 第 1. 質 疑

「質疑」を行います。

この質疑は、会期初日に提出された町長提出議案の議第83号「令和4年度隠岐の島町一般会計補正予算（第5号）」から、議第114号「指定管理者の指定について〔隠岐の島町隠岐島石油類備蓄施設〕」までの32件の議案について「総括質疑」方式により行います。

質疑は、現に議題になっている事件に対して疑問点を質すものであります。また、自己の意見を述べることはできません。通告した質疑の範囲を超えないよう、よろしく願います。

なお質疑の一人当たりの持ち時間は、答弁を含め30分となっています。

それでは、総括質疑の通告がありましたので、発言を許します。

14番：高宮 陽一 議員

○14番（高宮陽一）

おはようございます。今日は質問が2人ほどですが、よろしくお願ひしたいと思ひます。

私はですね、議第83号「一般会計補正予算」のうちの「債務負担行為」別にこれに反対とか賛成とかという事ではございませぬ。これは当たり前ルールですので、これを踏まえて質問したいと思ひますけども、その質問の前にですねちょっと町長に確認をしたいと思ひます。この隠岐の島町の「第2次総合振興計画」これは本町の1番最上位の計画であると。こういう事でよろしいですね。

○番外（町長池田高世偉）

その通りです。最上位計画として、みんな共通な考えでやっております。

○14番（高宮陽一）

そこです、今回私がちょっと質問したいのは今までの経過もありますが、そこまでずっといくとですね、また一般質問になりますので、そういう事にならんようにしたいと思いますが、今回その負担行為をおこす、そしてまた110号、111号、112号で観光宿泊施設の指定管理まあこの、私が言いたいのは最上位計画の中で「財政の健全化に向けた取り組み」を進めると、こういう事がありまして町長も一生懸命努力をしてですね、就任以来大きな事業もやってくられました。で、まあ順調に仕事も進んだかと思っておりましたが、コロナと災害ということで大きな財政負担を強いてきた訳ですが、この地方債の残高を見ても、この2024年の予定では250億円以下ということです。しかし現在、昨年の決算で見ると283億円ですからオーバーしておりますが、これはそういった要因があったという事でこれは仕方ないという風に思いますが。やはりこの財源を確保する意味では、ここの計画の中にある施設の有効管理、こういう部分で言えばですね、昨日の一般質問でもありましたが「集中と選択」ということです。「選択」は現在あるものの中で選択ということかもしれませんが、やはり地方自治体として自治体が行うべきもの、そしてまた民間が行うべきもの、やっぱりこの仕組みも私は重要でないかと思っまして、いつまでもいつまでもこの指定管理者制度、反対するものではありませんが、これは「制度は制度」ですから。それを利用してですね、5年、5年計画でやるのもまあ単年度契約でいきますから、それはそれでいいですけども。まあ残念ながら一向に廃止、譲渡といった話が進まない、こういう状況もありますので。そこら辺りの考え方とこの指定管理を指定する際の考え方、どのような気持ちでですね、この指定管理をしていくかと。この期間を定めていくかというところをですね、少し本音のところを聞かせて欲しいなど。町長でも、担当課長でもけっこうです。

○番外（商工観光課長 鳥井登）

おはようございます。それではよろしくお願いいいたします。まずこの度の提案につきましてですが議案にありますとおり、5年間として候補者を上程させていただいているところでございます。ガイドラインの指定期間の考え方というところで、はじめて契約するような事業者の場合は3年間、でそうでない場合は5年を基本としましょうというのがまあガイドライン上の基本的なルールではございますが、特にこの度はですねコロナ前の状況に宿泊客数もずいぶん戻ってきたとはいえ、まだまだ7割程度の現状でございます。昨日の一般質問にもありましたように、今、物価高騰などの影響も、まだまだ先行き不透明な状況でもあるというような取り巻く状況を鑑みまして、町としましても宿泊キャパをまず確実に確保すること、それ

からサービスの質を下げることなく、事業者が安定的に経営管理運営ができる期間が今は一定程度必要ではないかなということから判断をいたしまして、この度は5年間というところで設定をいたしたところでございます。で、先ほど議員の方からもございました譲渡ですとか売却ですとかというところの考え方についてでございますが、並行してですね役場内の関係部署と今協議し、準備の方も進めております。で、宿泊施設の目的は残してもらうようにという条件を付くような場合ですとか、後のことは目的を定めない場合ですとか、譲渡・売却後の使い道、目的によって色々な手法が考えられますことから、現在色んな手続き、また具体的な方法などをですね、その他の自治体の事例なども今、調査をさせていただきながら、今後に向けての検討を今準備しております。指定期間中でありましても、そういった話の持ちかけが出来るような協定締結のあり方なども併せてですね、今検討しておりますので、どうぞご理解賜りますようよろしくお願いいたしますと思います。

○14番（高宮陽一）

そのあたりの状況は私も十分理解しているつもりです。ただいつまでもいつまでもそういった状況が続くというは、おかしいと思います。例えば、他にも公の施設の修理計画こういったものもずっと多額の費用をですね、そういった時にやっぱり持続可能な町政をいうことになると、どうしても財源確保、これが必要になるかと。そうするとはじめに言うように取捨選択というなら、やっぱり行政がやること、民間で頑張ってもらうこと、このところをね、やっぱり民間の方々にもしっかりと理解をしてもらって「よしじゃあ、いよいよな時は行政も応援してよ」というくらいの気持ちでですね、お互いに助け合ってこの島の宿泊キャパを守っていくという事もあり得ると思いますので、町長も就任当初から自分が前面に出て何とかそれを進めたい気持ちもありましたので、多分薄れてないと思いますけど。引き続いて、この売却・譲渡について業者の方と十分に話し合っただけ進めていただきたいという風に思います。

町長、いかがですか。

○番外（町長池田高世偉）

議員仰せの通りこの公共施設、民間委託できるものについては計画にもありますように、民間でやれるものは民間ということで。福祉施設、観光施設すべてそういった形で職員と共有しながら取り組んでいます。先ほど議員から本音でどうだというお話がありましたが、宿泊施設については、そういう話し合いもしつつあります。ただ後はどういった形で公募するのか、あるいは地域性もございますので、どの時期、タイミングで踏み切るかというような

段階だと私は思っております。決していつまでも引きずるというような考えではございませんので、ご理解いただきたいと思っております。

○14番（高宮陽一）

それでは最後の質問ですが、これは議第114号隠岐島油槽所の民間での検討状況ということですが、これもご承知のように現在の状況は分からないわけではないですが、これもですね、当初油槽所を買う時に2～3年委託をして、後は業者の方でやってもらうんだという方向で我々議会もそれに賛成したと。やはりこの離島のこれを守らないけんということから、賛成したわけですが、まあいろいろこう言われるとやっぱりもう業者がなかなかやらないという、一部の業者があるようでして、そのあたりのところをですね、いろいろと話しているようですが。今現在この指定管理をするにあたって、どのような話し合いがなされたか。そこらあたりの経過についてお伺いしたいと思っておりますので、よろしく願います。

○番外（環境課長原秀人）

先ほどから議員ご指摘の通り、島内企業による管理運営が必要とのご意見をこれまでも頂いているところでございます。この度の指定管理の選定にあたって島内の関係する企業に状況把握のところをしております。なかなか人材など、現状は難しいという考えがあるというところ。それと引き続きニヤクに運営していくことがですね、妥当でないのかというような意見もありました。それと今回油槽所の業務の内容を少し把握をさせていただきました。非常に専門性が高いということで、石油製品等の倉庫業、配送業の許可が必要だということ、石油製品等の元売りエネオス、出光、今2社ございますが、安全面を考慮すると実績のある業者に任せたいとの意向もある。それと来年度より隠岐島油槽所の大規模改修工事を施工しますが、予定でございますが、施設の構造など全体を把握していることから、本工事における問題点の対応策を検討する協力体制が可能となるということ、後は緊急的な災害時にもですね境港給油所の方と連携をはかって石油製品等の配送が可能であるというようなところでございます。このことからですね、総合的に専門性も非常に高い業務であるということからですね、引き続きニヤクコーポレーションを指定管理者として、選定することに至ったという事に対してご理解をいただきますようお願いいたします。

○14番（高宮陽一）

はい、まあ理解はしておりますが。やり方とすればですね、民間は民間の事業者はこれを引き取って、じゃあニヤクにお願いすればいい訳ですよ。簡単に言えば。まあこれ以上やるとまた一般質問になりますので。まあ、状況は分かりました。

以上で、終わります。

○議長（池田信博）

以上で、高宮 陽一 議員の「総括質疑」を終わります。

次に、12番：前田 芳樹 議員

○12番（前田芳樹）

それでは少し説明を求めたいと思います。予算説明資料3の21ページ「林地崩壊防止事業」ここで減額をされてますけども、まあこれ県がですね6か所から4か所に減少をさせて、県支出金補助金ですか、これを388万5,000円減額しています。この原因の説明をしていただきたいです。

それでですね、これは他工事の工事費との関係だったのかどうか、と思われまますけども、まあ減らした2か所は取り下げとなっていますけども、これ必要性が本当になくなったのかどうか、それからもうひとつは、民間地の林地崩壊であった場合は即人命に関わりますからね。これ非常に重要な事柄だと思うんです。この2か所はですね、具体的にどこの場所なのか。そしてまあ、今後施工の必要性が本当になくなったのかどうかというような所について説明をしていただきたいと思います。

○番外（農林水産課長 河北尚夫）

おはようございます。先ほどの前田議員の質問に対して回答いたします。今回、林地崩壊防止事業の方、6か所から4か所に減らさせていただいております。補正の部分につきましては、測量試験費について確定したということで、測量試験費の方を補正で減らせていただいております。この事業は、県が減らしたという訳ではなく、県から補助金をいただいて町が実施する事業でございます。今回事業実施にあたり再度該当の方ですね、民家の方、山の持ち主の方にですが、自己負担の同意を得る必要がございましたので、その同意を得るにあたってですね、ちょっと金額が非常に高いということで個人様2名が取り下げを行ったという状況でございます。今ちょっと資料の方を、この島根県の表の一番上のところに書いてございますが、県の支出金というのが測量試験費と工事費を足したものから、ここでAとしています。Aを引いたものの1/2という補助率になってございます。このAというのがですね、世帯の最高所得者の住民税課税標準額によって0円、100万円、200万円といった状況になります。総事業費から100万円を削ったものに対して県費が50パーセントいただけるという状況で、その残りについて町が3/4、個人の方が1/4負担をしてはじめて事業が成立するという事業でございますので、測量にあたる前に再度確認をおこなったところ、2件の方がちょっと負担が大き過ぎ

るといふことでご辞退されたといふところがございます。この2件について、安全性はといふお話でございましたが、1件については今後県の治山事業でなんとか拾える、拾っていただける見込となっております。1件についても、危ない部分をご自身でカットされておりますので、まあ今後なんらかの治山事業なり急傾斜事業ができればなあとは思っておりますが。何分個人資産なものですから、なかなか行政がご同意いただけないところへ入って行くといふのは難しいところがございます。以上です。

○12番（前田芳樹）

といふことは民家裏じゃない、山中だと。山の中だといふことでしょうかね。それともうひとつ、この資料4の24ページではさっき説明があった部分ですけども、個人の所有者の課税状況により減額となったといふことですけども、これはまあ個人資産でその人が課税状況がレベルが高かったから補助金が減額されたといふことでもあるのでしょうかね。2点だけちょっと、民家裏でなかったのかどうかと。

○番外（農林水産課長 河北尚夫）

林地崩壊防止事業は民家裏が崩れて、家までつかかった状況になった時に起こるものですから民家の裏ではございます。個人負担の控除額につきましては、課税の標準額といふのは基本的には所得が多い方は標準課税額が高くなりますので、その部分が所得の高い方には補助が手厚くないといふところなんです。

○12番（前田芳樹）

あとちょっと1点だけね。民家裏がですね、個人所有地だから、まあ今回対策工事の対象にしづらいといふような説明があったように思うけども。やっぱりこの県工事の民家裏のね、急傾斜地崩壊対策工事なんてのはね、民家裏は個人所有地であってもですね、対象にして現実施工されている訳ですからね。「人命第一」といふ視点からするとですね、先ほどなんらかの方法で県の施工対象にしていく考えはあるとの説明でしたが、やっぱりそこはしっかりね、取り組んでやらないと。ここ急傾斜地の下に住んでいる人っていふのはね災害を非常に恐れるだろうと思ひます。そしてまた、災害があった時にはですね、人命に関わりますからね、ここはしっかり対処してやるべきじゃないかなと思ひますが。以上で分かりました。

終わります。

○議長（池田信博）

以上で、前田芳樹議員の「総括質疑」を終わります。

以上で、「総括質疑」を終わります。

日 程 第 2. 町長追加提出議案の上程

「町長追加提出議案の上程」を行います。

お手元に配付のとおり、町長追加提出議案の、議第115号「物品購入契約の締結について〔学習者用・指導者用タブレット端末購入〕」及び、同意第1号「隠岐の島町教育委員会委員の任命同意について」の2件を議題とします。

日 程 第 3. 提案理由の説明

「提案理由の説明」を行います。

ただ今、議題となりました2件の議案について提出者から「提案理由の説明」を求めます。

番外：町長

○番外（町長 池田高世偉）

本日、追加提案いたしました議案について、ご説明申し上げます。

まず、議第115号の「物品購入契約の締結について〔学習者用・指導者用タブレット端末購入〕」についてであります。去る11月29日、5者による指名競争入札を執行しましたところ、有限会社 服部が落札いたしましたので、同社と契約金額4,177万8,000円で物品購入契約をいたしたく、議決を求めるものであります。

次に、同意第1号の「隠岐の島町教育委員会委員の任命同意について」であります。本町教育委員会委員のうち、野津幸恵^{ゆきえ}氏が、来る12月31日をもって任期満了となりますことから、新たに藤野雅栄^{まさえ}氏を任命いたしたく、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第2項の規定に基づき、議会の同意を求めるものであります。

以上2件の追加議案につきまして、ご説明申し上げましたが、何とぞ慎重ご審議の上、適切なご決定を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（池田信博）

以上で、「提案理由の説明」を終わります。

ここで、議案審議の便宜上、本会議を休憩し、全員協議会を開きます。

（本会議休憩宣告 9時55分）

（全員協議会開会宣告 9時55分）

○議長（池田信博）

全員協議会を閉じ、本会議を再開します。

（全員協議会閉会宣告 10時00分）

（本会議再開宣告 10時00分）

日 程 第 4. 質 疑

「質疑」を行います。

ただ今、提案されました2件の議案について、質疑を行います。

はじめに、議第115号「物品購入契約の締結について〔学習者用・指導者用タブレット端末購入〕」について質疑を行います。質疑はありませんか。

(「なし」の声を確認)

次に、同意第1号「隠岐の島町教育委員会委員の任命同意について」質疑を行います。

質疑はありませんか。

(「なし」の声を確認)

以上で、「質疑」を終わります。

日 程 第 5. 議 案 の 委 員 会 付 託

「議案の委員会付託」を議題とします。

会期初日に提出された町長提出議案の、議第83号「令和4年度隠岐の島町一般会計補正予算(第5号)」から、議第114号「指定管理者の指定について〔隠岐の島町隠岐島石油類備蓄施設〕」までの32件、及び本日追加提出された議第115号「物品購入契約の締結について〔学習者用・指導者用タブレット端末購入〕」の計33件をお手元に配付の「議案付託表」のとおり、各常任委員会に付託したいと思います。

これに、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声を確認)

「異議なし」と認めます。

したがって、議案33件は「議案付託表」のとおり、各常任委員会に付託することに決定いたしました。

日 程 第 6. 休 会 に つ い て

「休会について」を議題とします。

お諮りします。

明日12月14日と15日は委員会開催のため、本会議を休会にしたいと思います。

これに、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声を確認)

「異議なし」と認め、左様決定いたしました。

以上で、本日の議事日程は、全て終了しました。

次の本会議は、12月16日に開催します。

本日は、これにて散会します。

(散 会 宣 告 10時22分)

以 下 余 白